

堺市消費生活条例改正に向けた検討

1. 現状

現行の条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）では、不当な取引行為として 5 つの類型を規定し、その具体的内容として 62 項目の行為を施行規則において定めている。

事業者が「**その供給する商品又は役務の取引に当たり**」、不当な取引行為に該当する行為を行った場合、条例に基づく指導・勧告・公表等の対象となる。

2. 改正検討の背景

現行の条例は、不当な取引行為について、条例で包括的に規定し、該当する具体的行為を施行規則で定める構成となっており、新たな問題のある取引行為が生じた際には施行規則を改正することで迅速に対応できるようにしている。

しかし、条例施行後、

○ 貴金属等の購入業者が消費者宅を訪問し、消費者が所有する貴金属等を強引に買い取っていくトラブル（「訪問購入」）や、

○ 「医療機関債」（医療機関を開設する医療法人が借り手、消費者側が貸し手となる金銭消費貸借契約）に関して、消費者宅に電話や訪問の上、事実と異なる説明をしたり、リスク等の重要事項を説明しないで契約させる事案

など、問題のある勧誘行為が認められるものの、「**その供給する商品又は役務の取引に当たり**」という現在の条例上の規定では読み取り難しく、施行規則の改正だけでは対応が困難な事案が相当数発生している。

このような事業者が行う取引行為についても、条例上の不当な取引行為の対象となるよう改正を検討する。

※なお、「訪問購入」に関しては、「特定商取引に関する法律」において規制対象とするため、現在その改正法案が国会に提出されている。

3. 改正内容の検討

上記の趣旨に基づき、下記内容の改正を検討する。なお、本改正に併せて、施行規則における様式の修正、不当な取引行為として書面不交付の追加、その他規定の整備を行う。

（1）条例の改正

別添 新旧対照表案①を参照

（2）施行規則の改正

別添 新旧対照表案②を参照

堺市消費生活条例の一部を改正する条例案 新旧対照条文

○ 堺市消費生活条例（平成 21 年条例第 35 号）

（傍線の部分は改正部分）

現 行	改正案
（不当な取引行為の禁止） 第 26 条 事業者は、<u>その供給する商品又は役務の取引に当たり</u>、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定める行為をしてはならない。 （1）～（5） （略） （不当な取引行為に関する調査等） 第 27 条 （略） 2 市長は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、<u>当該取引行為の対象となる商品等を供給する事業者</u>に対し、当該取引行為が適正なものであることの合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。	（不当な取引行為の禁止） 第 26 条 事業者は、<u>消費者との間で行う取引に関し</u>、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定める行為をしてはならない。 （1）～（5） （略） （不当な取引行為に関する調査等） 第 27 条 （略） 2 市長は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、<u>当該取引行為を行う事業者</u>に対し、当該取引行為が適正なものであることの合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

堺市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則案 新旧対照条文

○ 堺市消費生活条例施行規則（平成２２年規則第１２号）

（傍線の部分は改正部分）

現 行		改正案	
別表（第１０条関係）		別表（第１０条関係）	
区分	行為	区分	行為
条例第２ ６条第１ 号に規定 する行為	１ <u>販売</u>目的を隠した勧誘等 <u>商品等の販売の意図</u>を明らかにせず、若しくは<u>商品等の販売</u>以外のことを主たる目的であるかのように告げ、又はそのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 ２ （略） ３ 重要情報の不実告知による勧誘等 <u>商品等の販売に際し</u>、消費者が契約締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実と異なること又は誤信させるような事実を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 ４ 断定的判断の提供による勧誘等 <u>商品等の販売に際し</u>、将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 ５ （略） ６ 事業者名等の虚偽表示等による勧誘等 <u>商品等の販売に際し</u>、事業者の氏名、名称、住所、事業所の所在地について明らかにせず、又は偽って、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 7～21 （略） 22 従前の取引に関する情報の不当な利用による勧誘等 <u>商品等の販売に関し</u>、<u>当該消費者が従前に関わった取引に関する当該消</u>	条例第２ ６条第１ 号に規定 する行為 １ <u>取引</u>目的を隠した勧誘等 <u>商品等の販売、物品の購入その他の取引の意図</u>を明らかにせず、若しくは<u>当該取引</u>以外のことを主たる目的であるかのように告げ、又はそのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 ２ （略） ３ 重要情報の不実告知による勧誘等 消費者が契約締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実と異なること又は誤信させるような事実を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 ４ 断定的判断の提供による勧誘等 将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 ５ （略） ６ 事業者名等の虚偽表示等による勧誘等 事業者の氏名、名称、住所、事業所の所在地について明らかにせず、又は偽って、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 7～21 （略） 22 従前の取引に関する情報の不当な利用による勧誘等 消費者が従前に関わった取引に関する当該消費者の情報又は取引に関す	

	費者の情報又は取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安状態に陥らせ、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止するかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 23～25 (略) (新設)
(略)	(略)
条例第2 6条第4号に規定する行為	1～6 (略) 7 契約書の無断作成等による債務履行の強要 消費者に無断で契約書を作成し、又は第三者に契約書に署名させて、<u>商品売買契約等</u>の成立を一方的に主張し、消費者を欺き、又は威迫することにより、債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為 8～12 (略) 13 クーリング・オフの不当な制限 (1) (略) (2) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、事実と異なる情報を提供することにより、<u>商品売買契約等</u>の成立又は存続を強要する行為 (3) ～(6) (略) 14～15 (略) 16 不当な解約条件の設定 消費者が正当な根拠に基づく中途解約を申し出ているにもかかわらず、解約の条件として、新たに別の<u>商品又は役務の購入の契約</u>を締結させること等により、実質的に契約の存続を強要する行為 17 虚偽の記載をさせることによる契約の成立又は存続の強要 <u>商品売買契約等</u>の締結に際して、<u>商品売買契約等</u>に係る書面に年齢その

	る情報を利用して、消費者を心理的に不安状態に陥らせ、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止するかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 23～25 (略) <u>26 書面交付義務違反による勧誘等</u> <u>消費者に法令等で交付することが義務付けられている書面を交付せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u>
(略)	(略)
条例第2 6条第4号に規定する行為	1～6 (略) 7 契約書の無断作成等による債務履行の強要 消費者に無断で契約書を作成し、又は第三者に契約書に署名させて、<u>契約</u>の成立を一方的に主張し、消費者を欺き、又は威迫することにより、債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為 8～12 (略) 13 クーリング・オフの不当な制限 (1) (略) (2) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、事実と異なる情報を提供することにより、<u>契約</u>の成立又は存続を強要する行為 (3) ～(6) (略) 14～15 (略) 16 不当な解約条件の設定 消費者が正当な根拠に基づく中途解約を申し出ているにもかかわらず、解約の条件として、新たに別の<u>契約</u>を締結させること等により、実質的に契約の存続を強要する行為 17 虚偽の記載をさせることによる契約の成立又は存続の強要 <u>契約</u>の締結に際して、<u>契約</u>に係る書面に年齢その他の事項について消費

	他の事項について消費者に虚偽の記載をさせることにより、 <u>商品売買契約</u> <u>等</u> の成立又は存続を強要すること 18 (略)
(略)	(略)

様式第2号（第11条関係）

資料提出要求書

年 月 日

様

堺市長



あなたが行った取引行為について、堺市消費生活条例（以下「条例」という。）第26条に規定する不当な取引行為である疑いがあるため、条例第27条第2項の規定により、下記のとおり当該取引行為が適正であることの合理的な根拠を示す資料を求めます。

記

- 1 商品又は役務の名称
- 2 条例第26条に違反する疑いのある取引行為の内容
- 3 根拠条文（該当する不当な取引行為）
- 4 資料を求める事項
- 5 資料の提出期限
- 6 資料の提出のあて先

	者に虚偽の記載をさせることにより、 <u>契約</u> の成立又は存続を強要すること 18 (略)
(略)	(略)

様式第2号（第11条関係）

資料提出要求書

年 月 日

様

堺市長



あなたが行った取引行為について、堺市消費生活条例（以下「条例」という。）第26条に規定する不当な取引行為である疑いがあるため、条例第27条第2項の規定により、下記のとおり当該取引行為が適正であることの合理的な根拠を示す資料を求めます。

記

- 1 条例第26条に違反する疑いのある取引行為の内容
- 2 根拠条文（該当する不当な取引行為）
- 3 資料を求める事項
- 4 資料の提出期限
- 5 資料の提出のあて先

様式第15号(第27条関係)

報告等要求書

年 月 日

様

堺市長



堺市消費生活条例第45条第1項の規定により、下記のとおり(報告・資料の提出)を求めます。

なお、正当な理由がなく報告、資料の提出の要求に応じないときは、同条例第47条の規定により、その旨を公表することがあります。

記

1 商品又は役務の名称

2 報告等を求める事項

3 報告等の提出期限

4 報告等のあて先

様式第15号(第27条関係)

報告等要求書

年 月 日

様

堺市長



あなたが行った取引行為について、堺市消費生活条例(以下「条例」という。)第26条に規定する不当な取引行為である疑いがあるため、条例第45条第1項の規定により、下記のとおり(報告・資料の提出)を求めます。

なお、正当な理由がなく報告、資料の提出の要求に応じないときは、条例第47条の規定により、その旨を公表することがあります。

記

1 条例第26条に違反する疑いのある取引行為の内容

2 根拠条文(該当する不当な取引行為)

3 報告等を求める事項

4 報告等の提出期限

5 報告等のあて先